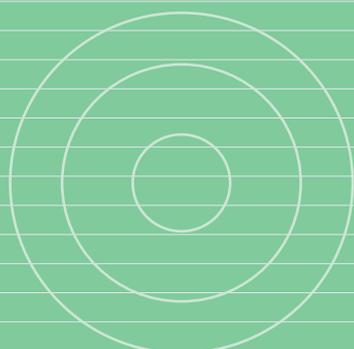


4. 復旧対策



4. 復旧対策

【1】被災者の生活再建・産業復興対策

平成16年の台風災害により、香川県では多大な被害を受けたが、被災者や被災地の1日も早い復旧・復興のため様々な対策を実施した。また、それらの対策についての災害被災者支援広報も様々な媒体(ホームページ、新聞、ラジオ、テレビ、県広報誌等)を用いて行い、「被災者支援情報」の提供に努めた。

The screenshot shows the Kagawa Prefectural Government website in Microsoft Internet Explorer. The browser title is "香川県 台風15・16号による災害関連情報". The address bar shows "http://www.pref.kagawa.jp/saas/15/index.html". The website header includes the Kagawa Prefecture logo and navigation links. The main content area is titled "台風15・16号による災害関連情報" and contains the following text:

台風15・16号により被災されました皆さまに、お見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、温かいご支援をいただいた全国の皆さまに心から感謝申し上げます。

県は、市町や関係機関と連携し、被災された方々の日常生活への早期復帰と公共施設などの早期復旧に全力を注ぎます。

香川県知事 再興武記

最終更新日:2004年11月10日

被災者支援情報

県の被災者支援対策一覧

- [11月10日更新] 県民向け支援
- [9月10日更新] 生徒・学生向け支援
- [9月15日更新] 中小企業者向け支援
- [9月27日更新] 農業者・漁業者向け支援
- [9月2日掲載] 森林所有者向け支援

生活関連

- [9月15日更新] 借料の納期限等の延長・納料の猶予・減免等の措置が受けられます。
- [9月9日更新] 災害救助法に基づき緊急生活資金・災害復興資金・災害復興貸付金・被災者生活再建支援金の支給(貸付)制度が開始。
- [9月6日掲載] 被災外国人に対する各種相談窓口への情報について
- [9月4日更新] 被災者への入浴設備確保施設の被災状況について
- [9月2日掲載] 災害に備えた備蓄食糧に注意！！

関連リンク

- 県内各市町

国の機関

- 内閣府防災情報
- 防災気象情報(気象庁)
- 防災情報センター(国土交通省)
- 川の防災情報(国土交通省)
- 厚生労働省

その他

- 自衛隊
- 国土庁
- 住宅金融公庫

各機関が実施した生活再建・産業復興対策については、各台風により若干異なるが、台風23号時に掲載・配布されたチラシによりその内容を示す。

平成16年11月10日現在 香川県広聴広報課

台風23号で被災された皆さまへのお知らせ

被災者の皆さまには、心からお見舞い申し上げます。
この度の台風被害に関する県、市町などの支援策のあらましをまとめましたので、ご参考にしてください。
詳しいことは、ご遠慮なく問い合わせ先へお尋ねください。
県のホームページにも詳細を掲載しています。

弔慰金の支給 など

支援項目	概 要	問い合わせ先
災害弔慰金	災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給します。 ・生計維持者の死亡は500万円 ・その他の者の死亡は250万円	お住まいの市町又は 県庁健康福祉総務課 087-
災害障害見舞金	災害により負傷又は疾病にかかり、治ったときに一定の障害が残った方に、見舞金を支給します。 ・生計維持者は250万円 ・その他の者は125万円	
身体と心の相談窓口	被災された方の、身体と心の相談に応じます。	小豆総合事務所 0879- 東讃保健福祉事務所 087- 中讃保健福祉事務所 0877- 西讃保健福祉事務所 0875- 高松市保健センター(身体の相談) 087-
消毒方法などの相談窓口	被災家庭からの消毒方法等の相談に応じます。	高松市保健所(心の相談) 087- 高松市保健所(消毒方法の相談) 087-

県税の特例措置

支援項目	概 要	問い合わせ先
減免等	「自動車取得税」 (1)災害により自動車取得の日から1月以内に滅失又は損壊したときは、全額減免されます。 (2)災害により滅失又は損壊した自動車に代わる自動車(代替車)を、災害がやんだ日から6月以内に取得したときは、代替車の自動車取得税額を限度として、当該税額から被災した自動車の残価額に税率を乗じた額が減免されます。 「自動車税」 自動車に災害により損害を受け、災害がやんだ日から6月以内に修繕費(保険金などにより補てんされるべき金額を除く)を30万円以上要したときは、被災した自動車の17年度の自動車税額から、今年度の自動車税額の2分の1が軽減されます。 このほか、「個人事業税」や「不動産取得税」などについても減免措置を設けています。	東讃県税事務所 087- 東讃県税事務所 自動車税課 087- 中讃県税事務所 0877- 西讃県税事務所 0875-
納税の猶予	納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたことにより、県税を一時に納税できないと認められるときは、申請に基づき1年以内の期間に限り、納税が猶予されます。	小豆総合事務所(税務課) 0879-
納期限等の延長	災害を受けた方は、課税地の各県税事務所等に期限の延長を申請し、承認を受けることにより、災害等の理由がやんだ日から2月以内の範囲でその期限が延長されます。	

住宅や家財が被害を受けた方への支援

支援項目	概要	問い合わせ先
災害救助法による応急救助	災害救助法が適用された市町()の被災者に対して、避難所の設置、食品・日用品(寝具等)・学用品の給与などを行います。	お住まいの市町又は 県庁健康福祉総務課 087-
被災者生活再建支援金(生活関係経費)の支給	被災者生活再建支援法が適用された市町()の、住宅が全壊した世帯等に対して、生活に必要な物品の購入費、住宅を賃借する礼金等の支給をします。 (最高限度額あり、年収等の要件あり)	
被災者生活再建支援金(居住関係経費)の支給	被災者生活再建支援法が適用された市町()の、住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等に対して、住宅の解体除却・撤去・整地費、借入金等の利息、民間賃貸住宅の家賃等の支給をします。 (最高限度額あり、年収等の要件あり)	() 被災者生活再建支援法及び災害救助法が適用された市町は、 高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、 三木町、綾上町、綾南町、国分寺町、飯山町の4市5町です。 (11月4日現在)
災害援護資金貸付金	住居が全壊・半壊・家財の損害が3分の1以上又は世帯主が1カ月以上の負傷を受けた世帯に対して、市町から貸付をします。 ・貸付限度額:最高350万円 (例:家財の損害の場合は150万円を上限) ・貸付条件:10年間(うち据置3年) ・貸付利率:3%(据置期間中は無利子) ・保証人が必要、所得制限あり	
災害援護資金貸付金(県の制度)	家財の損害が3分の1未満又は上記の貸付制度の所得制限要件を超える世帯に対して、市町から貸付ができるよう、県独自の制度を設けています。 ・貸付限度額:100万円(家財) ・貸付条件、貸付利率、保証人については上記と同じ なお、受付期間等については、各市町により異なりますので、お住まいの市町にお問い合わせください。	
災害援護資金貸付利子補給	災害援護資金を借り受けた世帯の利子負担の軽減のため、市町が利子補給を行う場合に、県は、1.5%相当を限度に、市町に対して助成します。 (実質、0~1.5%の利子負担になります) なお、利子補給率などの具体的内容については、各市町により異なりますので、お住まいの市町にお問い合わせください。	
義援金の配付	大きな被害にあわれた被災世帯等に対して、寄せられた義援金を市町を通じて配付します。	

その他、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付制度があります。

学生・生徒への支援

支援項目	概 要	問い合わせ先
教科書の再給与 (義務教育諸学校)	災害救助法が適用された市町の、児童生徒の教科書に被害があった場合、教科書の再給与が行われます。	教育委員会 義務教育課 087-
授業料の減免 (県立高校)	災害により被害を受け、その復旧のために経費を要するなど保護者の家計が著しく悪化し、授業料の支払が困難である場合は、申請により、授業料(全日制月額9,300円、定時制月額2,000円、通信制1単位690円)が免除される場合があります。 申請には、所得・課税証明書、罹災証明書、復旧に要した経費の分かる書類等が必要です。	県教育委員会 高校教育課 087-
教科書の配布 (県立高校)	災害により被害があった教科書については、教科書発行者から無償で配布されます。	各県立高校
授業料の軽減 (私立高校)	災害により被害を受け、その復旧のために経費を要するなど保護者の家計が著しく悪化し、授業料の支払が困難であると校長が認める者でかつ知事が必要と認める者に対し、授業料を月額11,300円軽減します。 申請には、所得・課税証明書、罹災証明書、復旧に要した経費の分かる書類等が必要です。	各私立高校又は県庁総務学事課 087-
教科書の配布 (私立高校)	災害により被害があった教科書については、教科書発行者から無償で配布されます。	
奨学金の貸与	大学、短大、高校の学生・生徒が災害等により家計が急変したため、緊急に奨学金を受ける必要が生じた場合は、随時の申し込みにより、奨学金の貸与を受けられる場合があります。 奨学金を受けるための家計基準などは、通常の奨学金より緩和されます。貸与金額は、通常の奨学金と同じです。申し込み方法等、詳しくは右の日本学生支援機構にお問い合わせください。 【高校生の場合の貸与月額】 ・国公立:自宅18 000円 自宅外23 000円 ・私 立:自宅30 000円 自宅外35 000円	日本学生支援機構 03-

中小企業者への支援

支援項目	概 要	問い合わせ先
相談窓口の設置	被害を受けた中小企業者からの相談等に応じます。 県の経営支援課「中小企業相談窓口」	県庁経営支援課 087-
県以外の 相談窓口	地元の商工会議所及び商工会 香川県信用保証協会 087- 政府系金融機関 ・国民生活金融公庫高松支店 087- ・中小企業金融公庫高松支店 087- ・商工組合中央金庫高松支店 087-	各商工会議所・商工会
中小企業振興融 資制度	香川県災害対策特別融資 融資金額 3,000万円以内 資金用途 災害の復旧に必要な設備・運転資金 融資利率1.3%、信用保証料率0.9% なお、最初の3年間分は保証料を免除します。 緊急経営改善資金融資 セーフティネット融資	県庁経営支援課 087-
小規模企業者等 設備資金貸付・ 小規模企業者等 設備貸与制度	小規模企業者等設備資金貸付 小規模企業者等設備貸与事業 当該企業の被害状況等を調査の上、融資期間の延長、 償還猶予等の相談に応じます。	(財)かがわ産業支援財団 設備資金助成課 087-
政府系金融機関 の災害貸付制度	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央 金庫各高松支店、日本政策投資銀行四国支店(大企業 及び中堅企業)が実施する貸付制度があります。	国民生活金融公庫高松支店 087- 中小企業金融公庫高松支店 087- 商工組合中央金庫高松支店 087- 日本政策投資銀行四国支店 087-

農業者への支援

支援項目	概 要	問い合わせ先
償還猶予	申請により、既往債務の償還が猶予される場合があります(償還期限の延長等)。	県庁農業経営課 087-
融資相談	融資の相談に応じています。 ・経営再建費:当面の肥料等の生産資材あるいは簡易な補修費等に充てる費用 ・収入減補てん費:災害等によって収入が減少した場合に生活資金等に充てる費用	東讃農業改良普及センター 0879- 小豆農業改良普及センター (小豆総合事務所農業改良普及課) 0879- 中讃農業改良普及センター 0877-
近代化資金利子助成金	災害復旧及び再生産のために農業近代化資金を借り入れた場合、0.25%の上乗せ利子補給します。 ・貸付限度額:個人1800万円、法人3600万円 ・上乗せ補給期間:7年以内	西讃農業改良普及センター 0875-
農地等の復旧相談	農地等の災害復旧相談に応じています。 ・台風被害を受けた農地、ため池など農業用施設の災害復旧事業の相談(申請窓口は市町) ・台風被害を受けた農地海岸の災害復旧事業の相談	県庁土地改良課087- 東讃土地改良事務所087- 小豆総合事務所土地改良課 0879- 中讃土地改良事務所0877- 西讃土地改良事務所0875-

漁業者への支援

支援項目	概 要	問い合わせ先
償還猶予	申請により、既往債務の償還が猶予される場合があります(償還期限の延長等)。	県庁水産課 087-
融資相談	災害等によって収入が減少した場合に、生活資金等に充てる費用の融資相談に応じています。	
近代化資金利子助成金	災害復旧及び再生産のために漁業近代化資金を借り入れた場合、0.25%の上乗せ利子補給します。 ・貸付限度額:個人9000万円、法人1億8000万円 ・上乗せ補給期間:7年以内	

森林所有者への支援

支援項目	概 要	問い合わせ先
造林補助	倒木の被害を受けた山林において、0.1ヘクタール以上の区域で植栽した場合、植栽に要する経費に対し補助金を交付します。 25年生以下の人工林で被害を受け、0.1ヘクタール以上の区域で倒木起こしを行う場合、それに要する経費に対し補助金を交付します。	県庁みどり整備課 087-

その他

支援項目	概 要	問い合わせ先
被災外国人のための各種相談窓口への橋渡し	被災された外国人が、各種相談窓口にも円滑にアクセスできるよう、言語面をはじめとした支援をします。 ・県庁国際課(英語、韓国語) ・アイバル香川(英語、中国語、スペイン語)	県庁国際課087- アイバル香川087- (毎週月曜日を除く)
災害に便乗した悪質商法に注意	「清掃に来ました」「何か困っていることはありませんか」などと、あたかも無料で行うサービスのように近づき、後で法外な料金を請求する業者もありますので、よく確認しましょう。 その場ですぐ契約せずに、慎重に検討しましょう。「今日契約すれば半額にする」などと、契約を急がせる業者は要注意です。 「市から頼まれました」「消防署の方から来ました」など、役所を名乗る電話勧誘や訪問販売も予想されますので、注意しましょう。	東讃県民センター 0879- 小豆県民センター 0879- 中讃県民センター 0877- 西讃県民センター 0875- 消費生活センター 087- 高松市消費生活相談 087-

【2】社会基盤施設等の復旧対策

平成16年の台風災害により、道路交通網をはじめ、日常生活に欠かすことのできない生活基盤施設等が被災したことから、その応急復旧に取り組み、復旧作業を進めてきた。

以下に、土木関連及び農林関連の事業等について示す。

公共土木施設関係

河川砂防関連

事 項	概 要	16年度		17年度															
		措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)	措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)														
平成16年発生災害公共土木施設災害復旧事業	平成16年の台風23号等で被害を受けた道路・河川・橋梁などの公共施設災害の復旧、並びに早急な応急対応などを行う。 <table border="1" data-bbox="384 1485 710 1697"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川</td> <td>7,990,839</td> </tr> <tr> <td>道 路</td> <td>2,894,184</td> </tr> <tr> <td>海 岸</td> <td>117,636</td> </tr> <tr> <td>砂 防</td> <td>12,306</td> </tr> <tr> <td>橋 梁</td> <td>195,896</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11,210,861</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事業費(千円)	河 川	7,990,839	道 路	2,894,184	海 岸	117,636	砂 防	12,306	橋 梁	195,896	合 計	11,210,861	平成16年分8,979,585千円について、執行を行う。	8,979,585	平成17年分1,450,000千円について、執行を行う	1,450,000
区 分	事業費(千円)																		
河 川	7,990,839																		
道 路	2,894,184																		
海 岸	117,636																		
砂 防	12,306																		
橋 梁	195,896																		
合 計	11,210,861																		
平成16年発生災害公共土木施設災害復旧事業	平成16年の台風23号等で被害を受けた道路・河川・橋梁などの公共施設災害のうち、小規模な災害について復旧、並びに早急な応急対応などを行う。	平成16年として50,272千円について、執行を行う。	50,272																

(H17.7現在)

河川砂防課関連

事 項	概 要	16年度		17年度															
		措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)	措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)														
平成16年台風16号等災害復旧単独事業	台風16号等で被害を受けた道路・河川・港湾など公共施設災害のうち、道路の崩土・倒木や河川の埋塞の除去など、災害復旧の基準に満たない小規模な被災の復旧、並びに早急な応急対策などを行う。	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>事業費(千円)</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>7,990,839</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>2,894,184</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>117,636</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>12,306</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>195,896</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,210,861</td> </tr> </table>	区分	事業費(千円)	河川	7,990,839	道路	2,894,184	海岸	117,636	砂防	12,306	橋梁	195,896	合計	11,210,861	547,513	H16に引き続き、測量設計や用地買収を行う	500,000
区分	事業費(千円)																		
河川	7,990,839																		
道路	2,894,184																		
海岸	117,636																		
砂防	12,306																		
橋梁	195,896																		
合計	11,210,861																		
河川激甚災害対策特別緊急事業	台風23号に伴う出水により、激甚な被害を受けた春日川において、一連区間の再度災害を防止するため、平成16年12月に事業採択を受け、平成21年度までの6箇年計画で重点的に整備する	H17にC=193,600を明許繰越し、測量設計や用地買収を行う	200,000	H16に引き続き、用地買収を推進し、工事に着手する	21,600														
河川等災害関連事業	台風23号に伴う出水により、激甚な被害を受けた湊川において、被災箇所を含む一連区間の再度災害を防止するため、平成17年2月に事業採択を受け、平成18年度までの3箇年計画で、災害復旧工事と併せた河川改修を行う。	H17にC=89,600を明許繰越し、用地買収を行う	93,600		860,000														
災害関連緊急砂防事業	放置すれば次期出水により下流に被害を及ぼす恐れがある溪流において、緊急的に砂防施設の整備を実施する。	東讃地区 8溪流 西讃地区 11溪流	3,448,000																
砂防激甚災害対策特別緊急事業	土石流により甚大な被害が発生した東讃と西讃の2地区において、再度災害を防止するため、一定期間内に一定計画に基づき対策工事を実施する。			東讃地区 ダム工12箇所、 流路工7箇所 西讃地区 ダム工5箇所、 流路工7箇所															
砂防系雨量観測局の増設	豊浜町東部から大野原町にかけての土砂災害危険箇所をカバーするよう、雨量観測局を設置する。		10,000 (繰越)	雨量観測局設置1局															

(H17.7現在)

事 項	概 要	16年度		17年度	
		措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)	措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)
港湾関係土木災害復旧事業費 (補助外含む)	・港湾関係公共土木施設の災害復旧を行(8港24箇所)	・緊急箇所は 応急本工事または 応急仮工事済 ・11/29～12/3 災害査定終了 ・査定完了後 随時工事発注	176,083 129,356	・平成16年災 全工事発注済 ・平成17年度 過年発生災害 再調査の結果 に基づき、平成 17年度分につ いて8月頃国に 交付申請予定	26,996 9,977
市町港湾関係土木災害復旧事業費	・高松市、坂出市、丸亀市、東かがわ市、詫間町、土庄町、多度津町における港湾関係公共土木施設の災害復旧を行(15港30箇所)	・高松市、坂出市、丸亀市、詫間町、土庄町(一部)、多度津町における港湾関係災害復旧事業	170,354 62,203	・平成16年災 全工事発注済 ・平成17年度 過年発生災害 再調査の結果 に基づき、平成 17年度分につ いて8月頃国に 交付申請予定 (東かがわ市、 土庄町分)	21,999 5,081
災害復旧事業市町村指導監督事務費	・台風16号、21号、23号に係る市町村監督事務費	・災害査定により額が決定後に平成16年度分について国から交付され執行中	3,447	・平成17年度 過年発生災害 再調査の結果 に基づき、平成 17年度分につ いて8月頃国に 交付申請予定	400
台風16号等災害復旧土木単独事業費	・採択条件にのらない港湾関係公共土木施設の災害復旧を行う		125,627		

(H17.7現在)

都市計画関連

事 項	概 要	16年度		17年度	
		措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)	措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)
都市公園災害復旧事業	被災した都市公園施設を、国の支援を受けて復旧を行う。	県内14の都市公園で28箇所の被災を受けた。早期に利用再開ができるよう平成16年度中に全箇所の工事発注を済ませ、7箇所は16年度中に工事を完了させ、21箇所は17年度に繰越工事とした。	319,147 104,818	17年度前半で全ての繰越工事箇所を完了させる予定。	

(H17.7現在)

下水道関連

事 項	概 要	16年度		17年度					
		措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)	措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)				
公共土木施設災害復旧事業費 (下水道) 562,276 (365,476) (単位:千円)	公共土木施設(下水道)の災害復旧を行う <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区 分</th> <th>災害箇所</th> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>4市3町 16力所</td> </tr> </table>	区 分	災害箇所	下水道	4市3町 16力所	緊急箇所は応急工事済み 10/31~1/7 順次災害査定終了 査定終了後、事業執行中	508,612 53,664	16年度からの繰り越し事業 (286,859千円) 執行中	— —
区 分	災害箇所								
下水道	4市3町 16力所								
緊急小規模都市下水路補助事業 62,400 (単位:千円)	浸水被害を受け、市町が緊急に排水機能の強化を図る場合、県費による助成を行う。 (補助率3/10) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>対象市町</th> </tr> <tr> <td>4市4町</td> </tr> </table>	対象市町	4市4町			事業執行中	62,400		
対象市町									
4市4町									

(H17.7現在)

事 項	概 要	16年度		17年度	
		措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)	措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)
都市施設災害復旧費	台風6号、23号による県立大川体育館の被災復旧 ・被害調査検討委員会の設置 ・補強及び復旧工事	復旧工事等 ・飛散財の撤去 ・屋根の補強及び復旧工事 ・床改修 ・設備復旧	23,152 59,053		
学校施設災害復旧費	台風16号による土庄高校の被災復旧	復旧工事等 ・床改修工事 ・電気、放送、空調改修工事	13,265 71		
"	台風23号による石田高校の被災復旧	復旧工事等 ・法面復旧工事	1,743 3,091		
"	台風16号、23号による各高校の被災復旧	復旧工事等 ・雨漏り修繕 ・屋根は損等	9,445		
"	台風23号による香川東部養護学校合併浄化設備の被災復旧 ・浄化槽修理	復旧工事等 ・汚水処理 ・浄化槽制御盤修理 ・浄化槽曝気ブローア-取替	693 473		
"	台風23号による高松養護学校教室棟(中館)の被災復旧 ・床修理	復旧工事等 ・教室床材張替え ・テラスかさ上げ	2,297 1,116		
体育施設費	県立総合水泳プール受水槽他設備改修		19,077		
県民ホール事業管理運営費	6号 ・北館電気室復旧工事 23号 ・屋根復旧		28,689		

(H17.7現在)

住宅関連

事 項	概 要	16年度		17年度	
		措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)	措 置 状 況	事業費[補助] 事業費[単独] (千円)
台風等の災害による住宅の被災者に対する支援	台風、高潮、地震などの被害の際、災害対策本部が設置された場合に、住居の床上浸水以上(震災の場合は現段階では未定)の罹災証明が発行される被災者に対して、空き室の状況を勘案し、県内の県営住宅への一時入居を認める	県営住宅 54戸受入準備 木太コーポラス 33戸 国分寺 10戸 牟礼 5戸 宇多津 3戸 常磐 3戸 その他修繕	入居受入 8,150 修繕費 43,950		

(H17.7現在)



農地・農業用施設関係

査定結果総括表

(単位:百万円、%)

区 分	被害報告		申 請		査 定		査定率	
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額		
農地・農業用施設	10,296	22,096	4,363	11,681	(4,307) 9,540	10,922	93.5	
内 訳	農 地	7,451	8,663	2,052	4,160	(2,007) 5,942	3,909	94.0
	農業用施設	5,445	13,433	2,311	7,521	(2,300) 3,598	7,013	93.2
県管理海岸	20	682	16	426	16	413	96.9	
市町管理海岸	2	21	2	10	2	10	100	
団体営生活関連 農村環境施設	3	114	3	78	3	60	76.7	

上段()書きは査定件数、下段は1ヶ所扱いの枝数をカウントした実際の件数

年度別実施状況一覧表

(単位:千円)

事業区分	H16災害全体 (査定決定額) 【県予算換算額】	H16年度		H17年度			H18年度			備 考
		事業費	進捗率 %	事業費	進捗率 %	累計 %	事業費	進捗率 %	累計 %	
団体営農地	3,871,434	2,656,693	68.6	1,114,119	28.8	97.5	100,622	2.6	100	
団体営農業施設	7,144,080	5,216,448	73.0	1,815,640	25.4	98.4	111,992	1.6	100	
査定設計委託費	298,761	298,761	100	-	-	-	-	-	-	
小 計	11,314,275	8,171,902	72.2	2,929,759	25.9	98.2	212,614	2.6	100	
県営海岸施設	433,327	63,763	14.7	358,430	83.0	97.6	11,134	2.4	100	
県営流木処理対策	3,400	3,400	100	-	-	-	-	-	-	H16完了
小 計	436,727	67,163	15.4	358,430	83.0	97.6	11,134	2.6	100	
県営・農業施設	51,208	45,817	100	-	-	-	-	-	-	H17繰越
災害関連農村 生活環境施設	27,718	27,718	100	-	-	-	-	-	-	
計	11,829,928	8,312,600	70.3	3,288,189	27.8	98.0	223,748	1.9	100	

*平成16年度災害復旧事業

災害復旧事業は原則として3ヶ年の復旧であり、その復旧に対する国からの予算割当は85%、10%、5%となっている。復旧初年度となる平成16年度予算割当は査定総額(県予算換算額)118億2千万円余に対し、70%に当たる83億1千万円余の割当を受け、鋭意復旧にあたっている。16年災害は10月下旬まで災害が発生し国による現地査定が年明けの1月下旬まで行われたこと、国からの予算割当が3月10日になったこと、さらには災害が県内全域で発生し、河川や道路などの公共施設なども甚大な被害を受けており、請負業者の数や施工能力にも限界があることなどに伴い、割当予算の殆ど全額を17年度へ繰越せざるを得なくなった。

しかしながら、特に緊急に復旧が必要な地区については、市町などにおいて交付決定前着工の制度を活用して復旧は行われたものの、県全体で査定額に対して約3割程度の発注となった。(H17.3.9現在)

*平成17年度災害復旧事業

平成17年度の災害復旧事業予算としては、約33億円を県予算に計上しており、17年度末までの進捗率は、98%となっている。現在、市町においては査定設計書から実施設計書への組み替えが行われており、17年度でほぼ完了できる見込みとなっている。

また、県営海岸施設の災害復旧は潮待ちやのり養殖による限定された工事期間のため、18年度までの3ヶ年を要する計画となっている。

*小災害復旧事業の実施状況

一箇所当たりの復旧事業費が40万円以下で国庫補助の対象とならない小災害については、一定の条件下で市町が事業主体となって起債により復旧できることとなっている。

しかしながら、平成16年発生災害の適用については、国庫補助対象の災害の現地査定が平成17年の1月下旬まで延伸されて行われたこと、小災害の取りまとめ期間が16年12月中旬までと短期間であったことなどから、被災市町がこれまでの大災害時に実施していた起債による小災害復旧事業への取り組みが困難であった。

このため、被災市町においては市町独自の支援制度や制度創設により小災害の復旧に対する農家支援を行った。

畜産関係

家畜排せつ物処理施設等復旧

事業区分	事業内容	実施市町 戸数	総事業費 (千円)	補助金額 (千円)	復旧状況
畜産環境整備特別 対策事業 〔単県事業〕	家畜排せつ物処理 施設等復旧工事	1市4町 7戸	18,083	7,745	堆肥舎基礎土台復旧1戸、堆 肥舎進入路復旧2戸、堆肥舎 屋根復旧1戸、堆肥舎排水路・ コンクリート舗装1戸、進入路造 成1戸、堆肥舎法面復旧1戸

*平成16年度に発生した台風等により被害を受けた家畜排せつ物処理施設等について、地域の生活環境への影響を防止するとともに良質堆肥等の農地還元による土づくりを促進するため、復旧整備を支援した。

漁港・漁場関係

水産関係公共土木施設災害復旧事業等の査定申請と決定

(単位:千円)

事業区分	県				市町				計			
	申請		決定		申請		決定		申請		決定	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
海岸					19	205,485	19	165,585	19	205,485	19	165,585
漁港					51	622,819	50	453,146	51	622,819	50	453,146
漁業用施設	2	45,870	2	45,870					2	45,870	2	45,870
合計	2	45,870	2	45,870	70	828,304	69	618,731	72	874,174	71	664,601

*県及び市町管理の漁港等における災害は72箇所発生し、そのうち71箇所(県2箇所、市町69箇所)が災害復旧事業として採択となった。その内訳は、県が管理の漁業用施設が2箇所、市町管理では海岸19箇所、漁港50箇所となっており、早急な復旧が望まれ査定決定後随時発注してきたところである。そのうち、池田町の室生漁港海岸では、海岸保全施設整備事業との合併による高潮対策工事を実施する。

森林関係

(1)林地被害の復旧対策

林地被害は県下一円に及んでいるが、そのうち緊急に復旧する必要がある東かがわ市・豊浜町など2市4町9箇所について、平成16年度中に災害関連緊急治山事業の工事に着手したほか、16年度国庫補助の補正をつけ、東かがわ市など2市3町で5箇所の治山事業を実施している。

(2)林道施設災害の復旧対策

林道の管理主体が市町であることから、復旧計画は市町において策定した。暫定法に基づく林道施設災害にかかる被害発生市町は、16市町に及んでおり、林道施設の災害査定により252箇所の復旧計画が決定された。このうち緊急性の高い箇所については、国の承認を得て事業費決定前に指令前着工するなど、早期復旧に努めた。

復旧計画期間は、平成16～18年度で計画しており、期間内の早期復旧を目指している。また、その他の小規模な災害復旧については単独県費補助事業、市町単独事業で対応することとしている。

	原因	被害 箇所数	被害額 (千円)	災害査定 箇所数	災害査定金額 (千円)	備考
8/4～5	台風11号	3	3,300	0	0	東かがわ市
8/17～18	台風15号	54	162,420	17	134,010	大野原町、観音寺市
9/28～29	台風21号	122	362,440	48	284,230	大野原町、山本町 観音寺市、豊浜町、仲南町
10/19～20	台風23号	326	1,918,551	187	1,259,272	別記
	計	505	2,446,711	252	1,677,512	

別記:東かがわ市、さぬき市、塩江町、香川町、綾上町、綾歌町(綾南町)、宇多津町、琴南町、仲南町、満濃町、財田町

【3】国への要望

被災者への支援や災害復旧を円滑かつ迅速に行うため、平成16年9月9日及び10月22日に、政府調査団が来県した際、「被災者等に対する早急な応急措置と措置内容の充実」、「公共施設等災害復旧事業の早期採択」、「被災者支援対策の早期適用と充実」などについて、要望を行った。以下に平成16年9月9日及び10月22日の要望書を示す。

平成16年台風16号に関する被害に係る国への要望事項について

平成16年9月9日 香川県

1 応急措置について

災害救助法等の見直し (厚生労働省)
 災害救助法による救助について、救助に係る費用の限度額を引き上げること。また、災害援護資金の利率の引き下げを検討すること。

防疫活動に対する支援 (厚生労働省)
 市町が行う感染症予防のための薬剤散布等の防疫活動に係る費用については、国において財源措置すること。

災害廃棄物処理に対する支援 (環境省)
 市町が行う災害廃棄物処理事業について国庫補助採択するとともに、補助対象となる経費の拡大と補助率の引き上げ措置を講じること。
 被災市町の要請により協力を行った周辺市町の経費についても補助対象とすること。

2 災害復旧について

公立学校施設の災害復旧に対する支援 (文部科学省)
 公立学校の校舎やグラウンドの復旧事業について公立学校施設災害復旧費国庫補助事業として早期採択を行うこと。

社会福祉施設の復旧に対する支援 (厚生労働省)
 被災した老人福祉センター、障害者福祉施設、保育所などの社会福祉施設・設備の復旧事業について、災害復旧費国庫補助事業の早期採択を行うこと。

農業被害に対する復旧対策事業の創設 (農林水産省)
 台風、特に塩水の流入や潮風による被害を受けた野菜産地の再整備及び枯死した果樹の改植事業を創設すること。

農地・農業用施設等災害復旧事業の早期採択 (農林水産省)
 農地、農業用施設及び農地海岸災害の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うこと。

漁業用施設、共同利用施設の災害復旧事業の補助率引き上げと査定基準の緩和 (農林水産省)
 漁業用施設、共同利用施設の災害復旧事業の補助率を引き上げるとともに、査定基準を緩和すること。

漁港の災害復旧方法の見直し (農林水産省)
 漁港施設災害復旧事業のうち、被災箇所の復旧方法について、原形復旧ではなく、災害に強い工法の採用を認可すること。

道路、河川、砂防、港湾、都市公園、下水道、公営住宅等の公共土木施設の災害復旧に対する支援

(国土交通省)

被災した道路、河川、砂防、港湾、都市公園、下水道、公営住宅等の公共土木施設の復旧について、復旧事業および改良事業の早期採択を行うこと。

自然公園等施設整備補助制度における災害復旧の採択要件の緩和

(環境省)

国立公園等の災害復旧について、採択基準額を緩和すること。

3 被災者支援について

被災者生活再建支援制度の改善

(内閣府)

高潮による住家被害の多くは、床上・床下浸水によるものであるが、被災者生活再建支援制度の対象にならず、また対象となる半壊についても一定条件の場合に限られているため、被害の実態にあった十分な対応ができるよう、現行制度の改正・改善を行うこと。

被災農家に対する共済金の支払

(農林水産省)

水稲や果樹などに大きな被害が発生した農家に対して、一刻も早い経営安定のため、共済金の早期支払を行うこと。

天災融資法の適用と被災農業者の既貸付金に係る貸付条件の緩和

(農林水産省)

農作物等の被害の早期復旧と被災農業者の経営の安定を図るための天災融資法の適用、被災農業者の既貸付金に係る貸付条件の緩和措置を講じること。

沿岸漁業経営安定資金の融資枠の拡大

(農林水産省)

のり養殖加工施設等の早急な復旧を図るため、沿岸漁業経営資金の貸付限度額の引き上げ措置を講じること。

中小企業者に対する支援

(経済産業省)

建物の損壊、機械設備や原材料の使用不能化、商品の販売不能化など、被災した中小企業者の早期復旧や経営安定を図るため、金融をはじめとする支援を行うこと。

また、突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するため、セーフティネット保証制度(中小企業信用保険法第2条第3項第4号)の指定を行うこと。

4 その他

消防車両整備等に対する支援

(総務省)

冠水により使用不能となった消防車両の代替車両の整備について国庫補助採択すること。

被災者に対する市町村税等の減免措置及び災害対応に係る各種経費に対する財政支援

(総務省・厚生労働省)

被災者に対する固定資産税等の減免措置に係る特別交付税による補填を行うとともに、国民健康保険料(税)の減免措置を講じた場合、多大な減免額になることが予想されるため、災害に対する特別調整交付金を適用すること。

海岸高潮対策の見直し

(農林水産省・国土交通省)

離島海岸高潮対策事業の国庫補助率を大幅に引き上げること。また、今回発生したような高潮に対応できるよう、海岸施設の整備、防潮ゲートの整備を行うこと。

気象観測・予報体制の充実強化

(国土交通省)

災害予防対策の充実強化を図るため、記録的な短時間集中豪雨及び異常潮位の観測体制、予報体制の充実強化を行うこと。

平成16年台風23号に関する被害に係る国への要望事項について

平成16年10月22日 香 川 県

1 被災者等に対する早急な応急措置と措置内容の充実について

災害救助法等の見直し (厚生労働省)

災害救助法による救助について、救助に係る費用の限度額を引き上げること。また、災害援護資金の利率の引き下げを検討すること。

防疫活動に対する支援 (厚生労働省)

市町が行う感染症予防のための薬剤散布等の防疫活動に係る費用については、国において財源措置すること。

災害廃棄物処理に対する支援 (環境省)

市町が行う災害廃棄物処理事業について国庫補助採択するとともに、補助対象となる経費の拡大と補助率の引き上げ措置を講じること。

2 公共施設等災害復旧事業の早期採択等について

公立学校施設の災害復旧に対する支援 (文部科学省)

公立学校の校舎やグラウンドの復旧事業について公立学校施設災害復旧費国庫補助事業として早期採択を行うこと。

社会福祉施設の復旧に対する支援 (厚生労働省)

被災した老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所などの社会福祉施設・設備の復旧事業について、災害復旧費国庫補助事業の早期採択を行うこと。

農業被害に対する復旧対策事業の創設 (農林水産省)

台風、特に潮風による被害を受けた野菜産地の再整備及び枯死した果樹の改植事業を創設すること。

農地・農業用施設、林業施設等災害復旧事業の早期採択 (農林水産省)

農地・農業用施設、林業施設及び農地海岸災害の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うこと。

漁業用施設、共同利用施設の災害復旧事業の補助率引き上げと査定基準の緩和 (農林水産省)

漁業用施設、共同利用施設の災害復旧事業の補助率を引き上げるとともに、査定基準を緩和すること。

漁港の災害復旧方法の見直し (農林水産省)

漁港施設災害復旧事業のうち、被災箇所の復旧方法について、原形復旧ではなく、災害に強い工法の採用を認可すること。

流木等の処理事業については、範囲が泊地内に限定されているが、漁港区域全体を対象とすること。

道路、河川、砂防、港湾、都市公園、下水道、公営住宅等の公共土木施設の災害復旧に対する支援

(国土交通省)

被災した道路、河川、砂防、港湾、都市公園、下水道、公営住宅等の公共土木施設の復旧について、復旧事業および改良事業の早期採択を行うこと。

3 被災者支援対策の早期適用と充実について

被災者生活再建支援制度の改善 (内閣府)

被災した住家被害で、床上・床下浸水によるものは、被災者生活再建支援制度の対象になっておらず、また対象となる半壊についても一定条件の場合に限られているため、被害の実態にあった十分な対応ができるよう、現行制度の改正・改善を行うこと。

被災農家に対する共済金の支払 (農林水産省)

果樹などに大きな被害が発生した農家に対して、一刻も早い経営安定のため、共済金の早期支払を行うこと。

天災融資法の適用と被災農業者の既貸付金に係る貸付条件の緩和 (農林水産省)

農作物等の被害の早期復旧と被災農業者の経営の安定を図るための天災融資法の適用、被災農業者の既貸付金に係る貸付条件の緩和措置を講じること。

沿岸漁業経営安定資金の融資枠の拡大 (農林水産省)

養殖加工施設等の早急な復旧を図るため、沿岸漁業経営資金の貸付限度額の引き上げ措置を講じること。

中小企業者に対する支援 (経済産業省)

建物の損壊、機械設備や原材料の使用不能化、商品の販売不能化など、被災した中小企業者の早期復旧や経営安定を図るため、金融をはじめとする支援を行うこと。

4 その他

消防車両整備等に対する支援 (総務省)

冠水により使用不能となった消防車両の代替車両の整備について国庫補助採択すること。

被災者に対する県税、市町村税の減免措置及び災害対応に係る各種経費に対する財政支援

(総務省・厚生労働省)

被災者に対する県税、市町村税の減免措置に伴う減収額及び災害復旧事業、災害対策関連事業に伴う財政需要について、特別交付税の配分に特段の措置を講じること。また、国民健康保険料(税)の減免措置を講じた場合、多大な減免額になることが予想されるため、災害に対する特別調整交付金を適用すること。

気象観測・予報体制の充実強化 (国土交通省)

災害予防対策の充実強化を図るため、記録的な短時間集中豪雨及び異常潮位の観測体制、予報体制の充実強化を行うこと。

Section 4

【4】激甚災害の指定

国民経済に著しい影響を及ぼしかつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議が定める基準に基づき、当該災害を政令で「激甚災害」に指定し、災害復旧事業に対する国の補助率のかさ上げ等、特別な助成措置を講じ、地方公共団体や被災者の負担軽減がなされている。

平成16年の台風災害については、台風10号、11号、16号、18号、21号、23号が激甚災害指定基準に基づき指定され、台風15号については、三豊郡大野原町、山本町が局地激甚災害指定基準に基づき激甚災害として指定された。

【5】災害弔慰金の状況

市町が災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び市町条例に基づき、対象となる災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰金の支給を行った。

対 象 災 害	台風15号、台風16号、台風23号
支 給 総 額	33,750千円(国1/2・県1/4・市町1/4)
支 給 対 象 数	16名(台風15号 4名、台風16号 1名、台風23号 11名)

【6】災害救護資金貸付金の状況

市町が災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び市町条例に基づき、対象となる災害により住家に被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った。また、国の制度を補完するため、単県による貸付制度及び利子補給制度を創設した。

適 用 災 害	台風16号、台風23号など
貸 付 総 額	国の制度 537,484千円(国2/3・県1/3) 単県制度 63,783千円(県のみ)
貸 付 対 象 世 帯	国の制度 404世帯 (台風16号 292世帯、台風23号 112世帯) 単県制度 68世帯 (台風16号 39世帯、台風21号 1世帯、台風23号 28世帯)

【7】義援金の募集・配分

香川県・日本赤十字社香川県支部・香川県共同募金会等が募集した災害義援金を、被災市町を通じて、被災世帯に贈呈した(歳計外現金扱)。

義 援 金 総 額	177,190,992円(台風16号:64,490,464円、台風23号:112,700,528円) 各市町への配分額は別表のとおり、配分額は、配分委員会において決定)
実 施 主 体	香川県、日本赤十字社香川県支部、(福)香川県共同募金会、NHK高松放送局、NHK厚生文化事業団
配 分 委 員 会	香川県、日本赤十字社香川県支部、(福)香川県共同募金会、NHK高松放送局、四国新聞社、西日本放送(株)、香川県市長会、香川県町村会、(福)香川県社会福祉協議会
募 集 期 間	台風16号:平成16年9月3日～平成16年11月2日 台風23号:平成16年10月22日～平成16年11月30日
取 扱 窓 口	金融機関:指定銀行(百十四銀行本支店・香川銀行本支店)及び郵便局 上記以外:日赤県支部・県共募・NHK高松放送局の各窓口